平成３０年（フ）第４６５号
大阪市北区同心２丁目７番３号　ベルンガーデン同心　305号室
破産者　珈琲館扇町店こと　引田　光明
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５２０号
大阪市淀川区十三東５丁目２番７号　ビューレハイム　401号
破産者　岡　　裕司
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６６号
大阪市東成区大今里南１丁目８番20―402号
破産者　宇都美津穂
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９５号
堺市南区槇塚台２丁31番１号
破産者　上松　康正
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
大阪府松原市三宅中７―５―246、住民票上の住所堺市美原区多治井121番地７
破産者　山口　隆史
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
東京都足立区南花畑５丁目８番５―102号、開始決定時の住所千葉市若葉区若松町424―342フロレスタ１号室
破産者　東郷　英美
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８号
奈良県御所市池之内1064番地　介護老人保健施設　鴻池荘、住民票上の住所奈良県吉野郡吉野町大字丹治220番地の３
破産者　和田　佳美
法定代理人成年後見人　和田　正伸
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
福岡県田川郡福智町上野3671番地３　町営大浦団地53―２棟53―７号
破産者　小松　麻美
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第７０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻531番地の１　ラフィーネＫＩ102号、開始決定時の住所福岡県田川郡川崎町大字田原1634番地の３
破産者　高下　政広
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第６２号
熊本県合志市須屋2695番地524　ボナ・黒石206号
破産者　鈴木田研二
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３９３号
大分県別府市西野口町10番54号　サンケイハイツ601号　森藍子方
破産者　森　千都留（旧姓濱野）
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号
大分市大字羽田518番地の２（ディアコート６番館105）
破産者　泥谷早由利
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２８年（フ）第７６０号
東京都北区浮間２丁目17番17号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合２丁目13番10号
破産者　株式会社日本特殊機器製作所
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１９０号
東京都練馬区南田中２丁目９―７―302
破産者　金田　貴司
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７号
東京都中央区東日本橋２丁目28番４号　日本橋ＣＥＴビル２階
破産者　株式会社ＡＫＨ
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３７号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目11―27―105、開始決定時の住所埼玉県さいたま市浦和区領家３丁目16―１
破産者　上倉　和仁
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６１４号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目６―５―103
破産者　秋山やす子
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２８８号
東京都中央区日本橋人形町１丁目６番２号
破産者　株式会社ラヴィル
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部